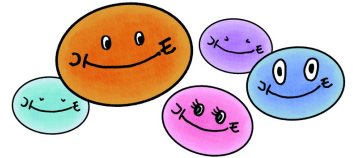


ひとり親家庭の皆様へ



母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の皆様に対する支援制度を御紹介します。

制度の対象となる方 ◆母子 ◇母子・父子 ■母子・父子・寡婦

経済的支援

令和6年4月作成

◇ 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で一定の障害の状態にある児童)を監護する母又は父、もしくは、母又は父にかわってその児童を養育している方に支給されます。

【手当月額】令和6年4月現在

区分	児童1人	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額
全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
一部支給	45,490円～10,740円	10,740円～5,380円	6,440円～3,230円

※所得が一定以上の家庭については、支給停止をすることがあります。

※支払い月は、1月・3月・5月・7月・9月・11月の6回です。

《相談窓口》 居住地の市町担当課

◇ 児童手当

15歳到達後最初の3月31日まで(中学校修了前まで)の子どもを養育している方に支給されます。

・児童手当の支給月額 【手当月額】令和6年4月現在

- ① 所得制限額未満 3歳未満 15,000円
3歳～小学生(第1・2子) 10,000円
3歳～小学生(第3子以降) 15,000円
中学生 10,000円

※所得制限額

(夫・専業主婦、児童2人世帯の場合
所得額：736万円)

※所得上限額

(夫・専業主婦、児童2人世帯の場合
所得額：972万円)

- ② 所得制限額以上
所得上限額未満 特例給付 5,000円

《相談窓口》 居住地の市町担当課(公務員の場合は勤務先)

■ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的自立により安定した生活を営むことができるよう各種の貸付を行います。貸付を希望される方は、お早めに御相談ください。

面接・審査(貸付の妥当性、償還可能額等)を行い、後日、貸付の可否を決定します。

【対象】 母子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又はその児童
父子福祉資金：20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父又はその児童
寡婦福祉資金：寡婦の方、40歳以上の配偶者のない女子

(現に子を扶養していない場合は、所得制限があります。)

【貸付金の種類】 母子及び父子並びに寡婦福祉法で定める資金(修学資金、就学支度資金等)

【利率】 無利子～年1.0%(貸付金の種類・条件等による)

《相談窓口》 居住地の市町担当課、県健康福祉センター

周防大島町以外の町にお住まいの方は住所地を管轄する県健康福祉センターに御相談ください。

◇ JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている世帯の方が、JRの通勤定期乗車券(鉄道のみ)を必要とする場合、3割引で購入できます。「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けておく必要があります。

《相談窓口》 居住地の市町担当課(「特定者用定期乗車券購入証明書」を交付します。)

◇ ひとり親家庭医療費助成 ***下記**をご覧ください。

市町村民税所得割非課税世帯のひとり親家庭の父又は母やその児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童)が受診した場合、医療費の自己負担額(入院時食事負担額は除く)を助成します。 《相談窓口》 居住地の市町福祉医療担当課

◇ 乳幼児医療費助成 ***下記**をご覧ください。

父母の市町村民税所得割額の合計が年額 136,700 円以下の家庭で、小学校就学前の児童が受診した場合、医療費の自己負担額(入院時食事負担額は除く)を助成します。

《相談窓口》 居住地の市町福祉医療担当課

* 所得制限については、年少扶養控除等の廃止の影響が生じないよう、扶養控除があったものとして再計算した額で判断します。(18才以下の児童の扶養が確認できる所得課税証明書等が必要です。)

* 市町によっては、対象者の範囲や助成内容などが異なる場合がありますので、居住地の市町担当課にお問合せください。

生活支援



■ 家庭生活支援員の派遣 ※原則10日以内

技能習得、就職活動、病気、看護、冠婚葬祭、学校行事等により、一時的に子育てや生活支援が必要な世帯に、家庭生活支援員を派遣して、家事、保育サービスなどの支援を行います。

【費用】 市町村民税非課税世帯：負担なし

児童扶養手当受給世帯：子育て支援 70 円／1 時間 生活援助 150 円／1 時間

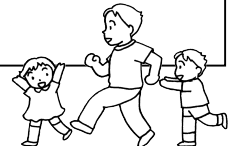
その他の世帯：子育て支援 150 円／1 時間 生活援助 300 円／1 時間

《相談窓口》 山口県母子・父子福祉センター、居住地の市町担当課

■ ひとり親家庭等生活支援講習会 ◇母子・父子家庭交流会

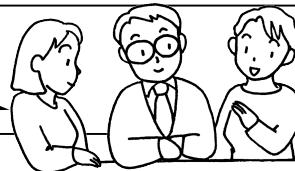
家計管理、児童のしつけ・育児・教育、健康づくりの講習会や、母子・父子家庭の交流会を開催します。

《相談窓口》 山口県母子・父子福祉センター



住居の支援

ひとりで悩まないで
相談しましょう



◇ ひとり親家庭住宅支援資金貸付

令和6年4月現在

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方(児童扶養手当受給者)に対して、家賃の実費(上限4万円：最大12か月)の貸付を行います。

自立支援プログラムの目標に沿った就職(転職)をし、1年以上就業を継続されると償還が免除されます。

《相談窓口》 居住地の市町担当課、山口県母子・父子福祉センター、山口県社会福祉協議会

◆ 母子生活支援施設

離婚等により生活や子どもの養育が困難になった母子家庭の母が、生活の場として子どもと一緒に利用できる施設です。入所者が自立できるよう様々な支援を行います。

《相談窓口》 居住地の市町担当課

◇ 県営住宅の優先入居

母子・父子世帯は、抽選方法の優遇措置があります。

《相談窓口》(一財)山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所

市・町営住宅の優先入居については、各市町の担当課へ御確認ください。

子育て支援

◇ 保育所への優先入所

ひとり親家庭の父母が安心して就業できるよう、保育所への入所を優先的に取り扱います。

※ 求職活動中や職業訓練期間中も保育所の利用ができますので、御相談ください。

《相談窓口》 居住地の市町担当課

◇ 保育料の減免

入所児童の世帯の課税の状況に応じて、保育料を減免します。

《相談窓口》 居住地の市町担当課



◇ 特別保育

保育時間の延長を必要とする児童の「延長保育」、一時的に保育を必要とする児童の「一時預かり」、病気の児童を病院等の専用スペースで一時的に預かる「病児保育」等を実施しています。

《相談窓口》 居住地の市町担当課

◇ 放課後児童クラブの優先利用

昼間保護者が自宅にいない小学校児童のため、放課後に遊びや集団生活の場を提供して健全育成を図る放課後児童クラブについて、ひとり親家庭の児童の利用を優先的に取り扱います。

《相談窓口》 居住地の市町担当課

◇ ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、地域で有料の相互援助活動を行っています。

《相談窓口》 ファミリー・サポート・センター、設置市の担当課

◇ ショートステイ

保護者が仕事・病気・育児疲れ等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童養護施設等で短期間（原則7日以内）預かるサービスを行っています。

《相談窓口》 居住地の市町担当課

◇ トワイライトステイ

保護者が恒常的な残業等で帰宅が夜間になる場合や、休日勤務などで家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童養護施設等で預かるサービスを行っています。

《相談窓口》 居住地の市町担当課

◇ 就学援助

小中学校に通うお子さんの給食費や学用品費、修学旅行費など学校で必要な費用の一部を、同一世帯の所得が一定基準以下の保護者に援助しています。

《相談窓口》 居住地の市町教育委員会担当課（県立中学校の場合は通学している学校）

法律相談



■ 無料法律相談の紹介、有料法律相談の経費助成

養育費の取り決めや履行確保、各種債務の返済等、自分では解決困難な事例について弁護士相談を受けられるよう、無料法律相談の紹介や、法律相談センターによる有料法律相談の経費の助成を行っています。

【有料相談の助成額】 1人につき1回30分5,000円（特に必要な場合は1時間、10,000円まで）

《相談窓口》 山口県母子家庭等就業・自立支援センター（山口県母子・父子福祉センター内）

就業支援



■ 公共職業安定所（ハローワーク）

就職を希望する方に対し、きめ細かな就業相談及び職業紹介を実施します。
《相談窓口》 ハローワーク

■ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の父母及び寡婦の方が就業により自立できるように、就業に関する相談を実施したり、就業情報の提供やアドバイスを行う等により、就業へ向けてのお手伝いをします。

《相談窓口》 山口県母子家庭等就業・自立支援センター
※巡回相談あり。

詳しくは、山口県母子・
父子福祉センターサイト
をごらんください。



◇ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当を受給している方の状況や希望に応じ、自立目標や支援内容等について「自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携しながら就業支援を行います。

《相談窓口》 山口県母子家庭等就業・自立支援センター、県健康福祉センター

◇ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父母で、同制度による給付を受けられない方に対し、本人が支払った経費の60%を支給します。
(詳細は、相談窓口にて御確認ください。また、修業開始前に事前相談をお受けください。)

【教育訓練給付制度】 雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった人が指定教育訓練講座を受講する場合に給付を受けることができる制度。(手続きはハローワーク)

《相談窓口》 ① 市・周防大島町にお住まいの方→市担当課・周防大島町福祉課
② 上記①以外の方→県健康福祉センター

◇ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が就職に有利な看護師や介護福祉士等の資格を取得するために、6月以上養成機関で修業し、就業又は育児と修業の両立が困難である場合、生活の経済的負担の軽減を図るために、修業期間中に高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修業期間修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。(修業開始前に事前相談をお受けください。)

《相談窓口》 教育訓練給付金に同じ

◇ 託児サービス付き公共職業訓練

ハローワークに求職の申込みをした母子家庭の母等が、就職に必要な知識や技能を身に付けるため、託児サービス付きの職業訓練を無料で実施します。

《相談窓口》 ハローワーク、県立高等産業技術学校

母子・父子自立支援員

市の母子・父子福祉担当課や県健康福祉センターにおいて、ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている問題の相談に応じ、その解決に必要な助言や情報提供を行うなど、自立に向けたお手伝いをします。



母子寡婦福祉連合会

離婚、死別、未婚等様々な理由で母子家庭等が増加していますが、多くの困難や悩みを抱えているひとり親家庭や寡婦の皆さんが集まり、情報交換し、励まし合って、自らの生活の向上を図るための自主的な組織です。

【連絡先】(一財)山口県母子寡婦福祉連合会 〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1-1
山口県総合保健会館2階 山口県母子・父子福祉センター内
【TEL 083-923-2490 FAX 083-923-2499 E-mail:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp】



山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課

〒753-8501 山口市滝町1-1 【TEL 083-933-2751 FAX 083-933-2799】

相談窓口一覧

▼市 町

名 称	所 属	電 話 番 号	所 在 地
下 関 市	こども家庭支援課	(083)231-1358	〒750-8521 下関市南部町1-1
宇 部 市	こども政策課	(0836)34-8330	〒755-8601 宇部市常盤町1丁目7-1
山 口 市	子育て保健課	(083)934-2960	〒753-0079 山口市系米2丁目6-6 山口市保健センター内
萩 市	子育て支援課	(0838)25-3259	〒758-8555 萩市江向510
防 府 市	子育て推進課	(0835)25-2348	〒747-8501 防府市寿町7-1
下 松 市	こども家庭課	(0833)45-1873	〒744-8585 下松市大手町3丁目3-3
岩 国 市	こども家庭課	(0827)29-5075	〒740-8585 岩国市今津町1丁目14-51
光 市	こども家庭課	(0833)74-3006	〒743-0011 光市光井2丁目2-1 総合福祉センターあいばく光
長 門 市	子育て支援課	(0837)23-1187	〒759-4192 長門市東深川1339-2
柳 井 市	こどもサポート課	(0820)22-2111	〒742-8714 柳井市南町1丁目10-2
美 祢 市	子育て支援課	(0837)52-5228	〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1
周 南 市	子育て給付課	(0834)22-8460	〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
山陽小野田市	子育て支援課	(0836)82-1175	〒756-8601 山陽小野田市日の出1丁目1-1
周防大島町	福 祉 課	(0820)77-5505	〒742-2806 周防大島町西安下庄3920-21
和 木 町	保 健 福 祉 課	(0827)52-2195	〒740-8501 和木町和木1丁目1-1
上 関 町	保 健 福 祉 課	(0820)62-0184	〒742-1402 上関町長島448
田布施町	町 民 福 祉 課	(0820)52-5810	〒742-1592 田布施町下田布施3440-1
平 生 町	町 民 福 祉 課	(0820)56-7113	〒742-1195 平生町大字平生町210-1
阿 武 町	健 康 福 祉 課	(08388)2-3115	〒759-3622 阿武町奈古2636

▼健康福祉センター（環境保健所）

名 称	電 話 番 号	所 在 地
岩国健康福祉センター	(0827)29-1522	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1
柳井健康福祉センター	(0820)22-3777	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3
周南健康福祉センター	(0834)33-6422	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38
山口健康福祉センター	(083)934-2528	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1
〃（防府）	(0835)22-3740	〒747-0801 防府市駅南町13-40
宇部健康福祉センター	(0836)31-3201	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50
長門健康福祉センター	(0837)22-2811	〒759-4101 長門市東深川1344-1
萩健康福祉センター	(0838)25-2664	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1

▼（一財）山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所

名 称	電 話 番 号	所 在 地	県営住宅所在地
岩 国 支 所	(0827)30-1030	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1 山口県岩国総合庁舎1F	岩国市、柳井市
周 南 支 所	(0834)27-6780	〒745-0004 周南市毛利町2-38 山口県周南総合庁舎4F	光市、下松市 周南市
山 口 支 所	(083)934-2004	〒753-0082 山口市水の上町1-7	山口市、防府市 萩市、長門市
宇 部 支 所	(0836)37-0878	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 山口県宇部総合庁舎2F	宇部市、美祢市 山陽小野田市
下 関 支 所	(083)228-0310	〒751-0823 下関市貴船町3-2-1 山口県下関総合庁舎4F	下関市

▼（福）山口県社会福祉協議会 生活支援部 資金班

電話 (083)924-2813 所在地 〒753-0072 山口市大手町9番6号ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内

▼山口県母子・父子福祉センター、山口県母子家庭等就業・自立支援センター

電話 (083)923-2490 所在地 〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1-1
山口県総合保健会館2階

▼高等産業技術学校

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東部高等産業技術学校	(0834)28-2233	〒745-0827 周南市瀬戸見町15-1
西部高等産業技術学校	(083)248-3505	〒752-0922 下関市千鳥ヶ丘町21-3

▼ファミリー・サポート・センター

名 称	電 話 番 号	所 在 地
下関市ファミリー・サポート・センター	(083)233-7632	〒750-8521 下関市南部町1-1 下関市役所子育て政策課内
宇部市ファミリー・サポート・センター	(080)9130-4272	〒755-0086 宇部市大字中宇部1570-1 (YICキッズ横)
山口市ファミリー・サポート・センター	(083)928-4150	〒753-0056 山口市湯田温泉5-1-1 山口県婦人教育文化会館内
はぎファミリー・サポート・センター	(0838)24-0530	〒758-0041 萩市大字江向510 萩市総合福祉センター内
防府市ファミリー・サポート・センター	(0835)26-5522	〒747-0035 防府市栄町1-5-1 ルルサス防府2階
下松市ファミリー・サポート・センター	(0833)45-5550	〒744-0029 下松市楠木町1-11-14 下松市児童センター「わかば」内
岩国市ファミリー・サポート・センター	(0827)35-5271	〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内
ひかりファミリー・サポート・センター	(0833)74-3016	〒743-0011 光市光井2-2-1 光市総合福祉センター・あいばーく光内
長門市ファミリー・サポート・センター	(0837)23-1610	〒759-4101 長門市東深川1321-1 長門市地域福祉センター内
やないファミリー・サポート・センター	(0820)23-0668	〒742-0031 柳井市南町3-9-2 柳井市総合福祉センター内
ファミリーサポートセンターみね	(0837)52-5222	〒759-2212 美祢市大嶺町東分320-1 美祢市社会福祉協議会内
周南市ファミリー・サポート・センター	(0834)32-8191	〒745-0025 周南市築港町13-15 周南市子育て交流センター内
山陽小野田市ファミリー・サポート・センター	(0836)82-1212	〒756-0080 山陽小野田市掃山1-4-3 山陽小野田市子育て総合支援センタースマイルキッズ内

▼公共職業安定所（ハローワーク）

名 称	電 話 番 号	所 在 地
山口公共職業安定所	(083)922-0043	〒753-0064 山口市神田町1-75
下関公共職業安定所	(083)222-4031	〒751-0823 下関市貴船町3-4-1
宇部公共職業安定所	(0836)31-0164	〒755-8609 宇部市北琴芝2-4-30
防府公共職業安定所	(0835)22-3855	〒747-0801 防府市駅南町9-33
萩 公共職業安定所	(0838)22-0714	〒758-0074 萩市平安古町599-3
〃 長門分室	(0837)22-8609	〒759-4101 長門市東深川1324-1
徳山公共職業安定所	(0834)31-1950	〒745-0866 周南市大字徳山7510-8
下松公共職業安定所	(0833)41-0870	〒744-0017 下松市東柳1-6-1
岩国公共職業安定所	(0827)21-3281	〒740-0022 岩国市山手町1-1-21
柳井公共職業安定所	(0820)22-2661	〒742-0031 柳井市南町2-7-22